

○保険者（市町村・諏訪広域連合）による確認

軽度者（要支援1、要支援2及び要介護1）が福祉用具貸与費を算定する場合は、下記の運用手順により保険者の確認が必要となる。

《諏訪広域連合における運用手順》

- ① ケアプランを作成する居宅介護（介護予防）支援事業者は、上記 i）～ iii）に関する医師の意見（医学的な所見）について情報収集する。

【必要となる書類等】

「主治医意見書」・「医師の診断書」・「医療と介護との連携連絡票」・「担当ケアマネジャーが聴取したケアプランに記載する医師の意見」のいずれか。



- ② 医師の意見を踏まえ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨を判断。ケアプランを作成する。（福祉用具の必要性を記載）



- ③ 居宅介護（介護予防）支援事業者は、「医師の意見」及びケアプラン等を市町村介護保険担当窓口へ提出し、市町村・諏訪広域連合はこれらの書類を確認する。